

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人松山市社会福祉事業団
松山市畑寺就労継続支援事業所

令和4年4月

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものです。当事業所では倫理綱領及び障がいのある方を支援するための行動規範に基づき、利用者の尊厳と権利を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援実施に努めます。

(1) 障害福祉サービス等指定基準における身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

- ①切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※やむを得ず身体拘束を行う場合は、以上の3つの要件をすべて満たす場合に限ります。

(3) 当事業所が身体拘束と考える行為は下記のとおりです。

事業所で起こりうる事態

- ・自傷、他害行為を抑制する場合
- ・活動時における事故からの危険回避、パニック等への対応の場合

身体拘束となる行為

- ・支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を服用させる。
- ・自分の意志で開けることができない居室等に隔離する。

2. 身体的拘束適正化検討委員会の組織体制

事業所では身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体的拘束適正化検討委員会を設置します。なお身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に運用します。

(1) 設置目的

- ・事業所内での身体的拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束等の適正化に関する職員全体への指導
- ・身体的拘束等について報告された事例の原因や状況分析
- ・身体拘束解除に向けた取組方針や目標、解除時期の設定

(2) 委員の構成

- ・身体拘束適正化委員長は、管理者が務める。
- ・身体拘束適正化責任者は委員長が指名した者が務める。

- ・委員は、職業指導員または生活支援員とする。

(3) 委員会の開催

- ・委員会は年1回以上の定例会を開催するものとし、委員長が招集します。
- ・定例の委員会は虐待防止委員会と一体的に実施するものとし、
- ・やむを得ず身体的拘束が必要と判断されたとき、委員長が招集し随時開催します。
- ・委員会開催後は検討内容、結果等を事業所職員へ周知徹底します。

3. 身体拘束等の適正化のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進め、身体的拘束等の適正化を図るため、職員に対しその基礎的内容等の知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行います。

- ①定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

4. 身体的拘束等発生時の報告方法等の方策に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急にやむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

- ①身体拘束適正化検討委員会を開催し、1 切迫性 2 非代替性 3 一時性の3要件全てを満たしているか確認を行い、さらに拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討します。
- ②協議のうえ身体拘束を行うことを選択した場合、できる限り速やかに家族等へ連絡を行い、承諾を得ます。
- ③緊急やむを得ず身体拘束を行った時、緊急やむを得ない理由、態様、時間、利用者の心身の状況等を「身体拘束実施記録」に記録します。
- ④利用者本人及び家族に報告します。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行うとき、以下の手順に従って実施します。

(1) 身体拘束適正化委員会を開催

- ①身体拘束を行うかどうかについて協議します。

【判断のための確認項目】

- ・3つの要件を全て満たすかどうか。
 - ・身体拘束をせざるを得ない利用者の行動上の要因や環境要因等を分析する。
 - ・緊急やむを得ない場合に該当するかどうか。
 - ・拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスク。
- ②身体拘束を行うと決まった場合、その必要性、拘束の方法、経過観察の方法、時間、場所等について協議し「身体拘束適正化に係る個別支援計画書」を作成します。 様式1

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

管理者、身体拘束適正化委員、利用者本人及び家族等が参加した説明会を開催し、身体拘束を行う必要性、期間及び実施方法等を記載した「身体拘束適正化に係る個別支援計画書」の説明をていねいに行います。さらに利用者本人及び保護者からの意見や要望を伺ったうえ、個別支援計画書に同意を得ます。

(3) 虐待防止センターへ相談

身体拘束を行うにあたり、必要があれば市の虐待防止センターに相談を行います。身体拘束や行動制限についての理解を得、支援について様々な視点に基づくアドバイスや情報を得るように努めます。

(4) 記録

身体拘束を実施したとき、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由、職員間で情報を共有しているか等を「身体拘束実施記録」に記録します。 様式2

(5) 支援の振り返り（評価）

身体拘束の早期解除に向けて、「身体拘束適正化検討委員会」を定期的（最低6ヶ月に1回）に開催して、拘束の必要性や方法等の支援経過を振り返り（評価）、次の支援へと繋げて行きます。身体拘束の同意期限を超え、引き続き拘束を必要とする場合は、事前に家族等と実施している身体拘束の様態と利用者の状態、引き続き身体拘束を行う必要性や今後の方向性などを説明し、新たに作成した「身体拘束適正化に係る個別支援計画書」の同意を得たうえで実施します。

様式3

(6) 拘束の解除

身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族等に報告します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、利用者または利用者家族等が閲覧できるよう事業所に掲示します。また、自由に閲覧できるように、法人のホームページに公表します。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下の事に取り組みます。

- ①事業所の全職員が一体となり身体拘束の適正化にむけて取り組みます。情報を共有し統一した支援を行います。
- ②身体拘束を誘発する原因として考えられる利用者本人の抱える理由や原因、背景を特定し除去するように努めます。

- ③やむをえず身体拘束を行う場合、漫然と継続することなく定期的に振り返りを行い、身体拘束の解除に向け支援方法等の再検討を行います。
- ④事業所職員は権利擁護および障害者の行動障害に関する研修を通じ知識と支援技術等を学び、行動制限や身体拘束の廃止に向けて努力します。
- ⑥利用者本人及び家族の意向を尊重し、その意向に沿った支援を真摯に展開いたします。

附則

この指針は令和 4年 4月 1日より施行する。

身体拘束に係る個別支援計画書

様

利用者の安全を確保するために身体拘束に関する個別支援計画書を作成します。
ここに記す身体拘束は、①切迫性②非代替性③一時性の例外三原則に全ての要件を満たし、身体拘束適正化検討委員会においてやむを得ず必要な支援と判断されたものです。
身体拘束を実施後、当事業所においては身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、支援の振り返りを行い、速やかな身体拘束の解除を目指します。

身体拘束に至るまでの経過 及び 身体拘束が必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 松山市畑寺就労継続支援事業所

施設長 印

サービス管理責任者 印

(利用者及び保護者等の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

親権者 成年後見人 その他()

氏名 印

身体拘束実施記録

様

緊急時 実施記録	【日時】 年 月 日 () am/pm : 【場所】	
	【周囲の状況・本人の行動】	
	【緊急やむを得ず身体拘束を行った理由】	【拘束の態様】 【その後の様子】
	【職員間での周知した日時】 年 月 日 【記録者】	

実施記録①	【日時】 年 月 日 () am/pm : 【場所】	
	【周囲の状況・本人の行動】	【拘束の態様】 【その後の様子】
	【職員間での周知した日時】 年 月 日 【記録者】	

実施記録②	【日時】 年 月 日 () am/pm : 【場所】	
	【周囲の状況・本人の行動】	【拘束の態様】 【その後の様子】
	【職員間での周知した日時】 年 月 日 【記録者】	

実施記録③	【日時】 年 月 日 () am/pm : 【場所】	
	【周囲の状況・本人の行動】	【拘束の態様】 【その後の様子】
	【職員間での周知した日時】 年 月 日 【記録者】	

身体拘束実施後の振り返り（評価）

_____ 様

	【振り返り実施日】 年 月 日	記録者	
本人の行動		環境要因	【いつ】 【どこで】 【どういう状況で】
行動の理由・原因	【障がい特性の視点】 【環境・職員対応の相互作用の視点】		
改善計画案の概要	【過ごしやすい生活環境の提供】 【本人への直接対応の見直し】 【その他の対応】		
身体拘束継続の可否	【身体拘束を継続する必要性】	あり	なし
	【身体拘束の方法等 処遇の変更】	あり	なし
	【具体的な変更内容】		